

申請に関するQ&A

◆助成対象世帯員全員の住民税及び固定資産税納税証明書について

	Q	A
1	最新の「納税証明書」はどこで取得できますか。	・前年の1月1日（申請が6月以降である場合は、その年の1月1日）時点の住所地で取得できます。
2	前年の1月1日（申請が6月以降である場合は、その年の1月1日）時点で袖ヶ浦市内に住所がある場合には、最新の「納税証明書」をどこで取得できますか。	・「同意書（様式第4号）」の提出をもって、市所有の情報で確認ができますので、取得不要です。
3	「納税証明書」は、高齢者世帯・子等世帯、どちらの分が必要ですか。	・高齢者世帯・子等世帯、共に必要です。
4	「納税証明書」ではなく、「課税証明書」ではダメですか。	・「課税証明書」では、課税されている金額を確認することはできませんが、それを納付しているかどうかの確認ができないため、「納税証明書」の提出をお願いしています。
5	所得がない場合には、「納税証明書」の提出は不要ですか。	・滞納がないという要件を確認するため“課税されていないので、滞納もない”ということを証明する書類として、「非課税証明書」の提出をお願いしています。 ・ただし、15歳未満の方は「非課税証明書」の提出は不要です。

◆助成対象世帯員全員の住民票の写しについて

	Q	A
1	住民票の写しは、どこで取得できますか。	・「同意書（様式第4号）」の提出をもって、市所有の情報で確認ができますので、取得不要です。

◆助成対象世帯員全員の助成の申請をする日前3年の居住地が確認できる書類について

	Q	A
1	「戸籍の附票」はどこで取得できますか。	・「戸籍の附票」は戸籍に載っている人の住所の履歴を証明するものです。 ・本籍地の市町村で取得できます。 ・なお、その戸籍ができてからの住所の情報しか載っていません。 ・そのため、今回の転居に合わせて本籍を袖ヶ浦市へ移動した場合などは、袖ヶ浦市にある「戸籍の附票」には袖ヶ浦市内の住所しか載っていないため、前本籍地で「戸籍の附票」を取得していただく必要があります。詳しくは、本籍地の戸籍担当課にお問い合わせください。
2	誰の分の「戸籍の附票」を取得すれば良いですか。	・高齢者世帯・子等世帯の、今回、同居または近居をする方、全員分の附票を取得してください。
3	前3年間以上、ずっと袖ヶ浦市内に居住していた場合にも、「戸籍の附票」は必要ですか。	・申請より前3年間以上、袖ヶ浦市内に居住していた場合は、市所有の情報で確認ができますので、附票の提出は不要です。

◆助成対象世帯員全員の続柄が確認できる書類について

	Q	A
1	続柄が確認できる書類は、誰の、何の書類を取得すればいいですか。 （※近隣に居住の場合 ※同居であっても、住民登録を別世帯とする場合）	・子等世帯のうち、高齢者世帯の直系卑属のお子様の「戸籍の抄本」を取得いただき、その中の父母欄にて確認します。 【参考例】
2	続柄が確認できる書類は、誰の、何の書類を取得すればいいですか。 （※同居であって、住民登録を同一世帯とする場合）	・高齢者世帯・子等世帯を同一世帯として住民登録した場合は、「同意書（様式第4号）」の提出をもって、市所有の情報で確認ができますので、取得不要です。
3	「戸籍の抄本」は、どこで取得できますか。	・本籍地の市町村で取得できます。

◆建物の登記事項証明書の写しについて

	Q	A
1	「登記事項証明書」はどこで取得できますか。	・法務局で取得できます。 （新築や購入の場合は、建築業者から受け取った書類の中に同封されている場合があります。）

◆その他

	Q	A
1	近隣に居住の場合、1km以内に居住することが条件ですが、どのように計測しますか。	・住所地より、直線距離で1km以内かどうかを確認します。
2	申請期間はいつまでですか。	（1）住宅を新築、購入、増改築して同居 ⇒建物の登記完了日から1年以内 （2）住宅を新築、購入、増改築せずに同居 ⇒同居をすることとなった住民基本台帳の異動日から1年以内 （3）住宅を新築、購入して近隣に居住 ⇒建物の登記完了日から1年以内